

みやわか

市議会だより



9月定例会

平成25年度決算認定	2
9月定例会会議結果及び賛否の分かれた議案	3
可決された決議と意見書	4~5
各常任委員会報告	6~7
市長報告・報告	8~9
一般質問	10~15
ちょっと一言、編集後記、まちの話題	16

平成25年度一般会計・特別会計・水道事業会計決算を認定

決算審査特別委員会報告

委員長 司削田 敬

一般会計の収支は、歳入総額171億993万円に対し、歳出総額161億4,263万円で、差引9億6,730万円です。これより翌年度へ繰り越すべき財源5,624万円を控除した「実質収支額」は、9億1,105万円の黒字でした。

国民健康保険特別会計は、1億2,790万円の赤字決算で、後期高齢者医療特別会計、住宅新築資金等特別会計、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計及び吉川財産区特別会計は、いずれも黒字決算でした。

主な質疑は次のとおりです。

問 土地建物貸付収入、土地建物売却収入、物品売却収入の主なものは何か。

答 土地建物貸付収入は、個人住宅の底地、ショッピングセンター、旧若宮中学校跡地、九電やドコモの鉄塔等の貸し付けである。土地建物売却収入は、公売で処分した建物及び土地や旧道路、里道水路等の払い下げである。物品売却収入は、公用車老朽化による廃車に伴うスクラップ料である。

問 文具消耗品費の推移はどのようなのか。

答 昨年度決算額と比較して135万円程度の減額となっている。それぞれ所管で努力をしている結果である。

問 残業代の推移はどうか。また人数は。

答 平成23年度一般会計の時間外支出は、約6,349万円、延べ人数は216名、平成24年度は、約6,489万円、延べ人数は207名、平成25年度は、約6,502万円、延べ人数は207名である。

問 保険料を何%あげれば健全な国保運営ができるのか。

答 平均税率で約20%の改定により収支が均衡する。国民健康保険運営審議会に平成27年度以降に向けての税率改正の諮問をしている。

問 下水道の接続戸数は何件あるのか、また、接続可能戸数は何件あるのか。

答 接続可能な戸数は平成26年3月末現在で794件、接続戸数は369件である。

認定第1号 賛成多数で可決

認定第2号 全員賛成で可決

認定第1号 平成25年度 一般会計・特別会計決算

会計名	歳入総額	歳出総額
一般会計	171億993万円	161億4,263万円
国民健康保険	35億2,486万円	36億5,276万円
後期高齢者医療	4億1,820万円	4億1,230万円
住宅新築資金等	1,489万円	1,178万円
簡易水道事業	1億237万円	9,374万円
公共下水道事業	5億5,066万円	5億3,944万円
吉川財産区	101万円	69万円

認定第2号 平成25年度 水道事業会計決算

会計名	収益的収入	収益的支出
水道事業会計	4億5,896万円	4億5,371万円

審 議 結 果 報 告

9 月 定 例 会

議案番号	議 案 名	議決内容
諮問第 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	全員賛成 同意
諮問第 3 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	全員賛成 同意
諮問第 4 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	全員賛成 同意
議案第 33 号	民事調停の申立てについて	全員賛成 可決
議案第 34 号	宮若市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全員賛成 可決
議案第 35 号	宮若市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全員賛成 可決
議案第 36 号	宮若市宮住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	全員賛成 可決
認定第 1 号	平成 25 年度宮若市一般会計歳入歳出決算認定について	賛成多数 認定
	平成 25 年度宮若市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	
	平成 25 年度宮若市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	
	平成 25 年度宮若市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について	
	平成 25 年度宮若市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	
	平成 25 年度宮若市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	
認定第 2 号	平成 25 年度宮若市水道事業会計決算認定について	全員賛成 認定
議員提出議案第 5 号	手話言語法制定を求める意見書	全員賛成 可決
議員提出議案第 6 号	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する意見書	全員賛成 可決
議員提出議案第 7 号	「農業・農協改革」に関する意見書	全員賛成 可決
議員提出議案第 8 号	公営住宅用地取得に関する調査特別委員会の設置を求める決議	賛成多数 可決

議案番号等	件 名	議決内容
26 請願第 4 号	手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書	採択
26 請願第 5 号	国会に憲法改正の実現を求める意見書提出に関する請願書	継続審査
26 請願第 6 号	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書	採択
26 請願第 7 号	すべてのアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出に関する請願書	賛成少数 不採択
26 請願第 8 号	「農業・農協改革」に関する意見書の提出を求める請願書	採択

◆ 賛否の分かれた議案

○：賛成 ×：反対

議席番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
氏 名	川口 誠	寶部 勝	藤嶋 厚	遠藤 嘉昭	中島 健三	間地 陸人	神谷 喜久雄	安永 友則	茅野 勝	吉野 英史	中尾 八生子	萩本 広房	安河 英幸	染矢 正次	吉崎 順一	谷口 重隆	弓削田 敬
議案名等																	
認定第 1 号	○	○	×	×	病欠	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○
議員提出議案第 7 号	○	○	○	○	病欠	○	○	○	○	○	○	○	退席	退席	○	○	○
26 請願第 7 号	×	×	○	×	病欠	○	○	○	×	×	×	×	×	×	○	×	×

公営住宅用地取得に関する調査特別委員会の設置を求める決議が可決されました。

9月24日の本会議において、議会運営委員会より委員会提出議案として「公営住宅用地取得に関する調査特別委員会の設置を求める決議」が提出され、賛成多数で可決されました。内容は、公営住宅建築の際から現在に至るまで、その用地取得に関しての事務執行について、地方自治法第100条第1項の調査を行うため宮若市議会委員会条例第5条の規定により公営住宅用地取得に関する調査特別委員会が設置されるものです。委員長に茅野勝議員、副委員長に谷口重隆議員を選任し、16名の議員で構成します。

9月議会で可決された決議と意見書

◆公営住宅用地取得に関する調査特別委員会の設置を求める決議に関する賛否

議席番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
氏名	川口 誠	寶部 勝	藤嶋 厚	遠藤 嘉昭	中島 健三	間地 陸人	神谷 喜久雄	安永 友則	茅野 勝	吉野 英史	中尾 八ギ子	萩本 広房	安河 英幸	染矢 正次	吉崎 順一	谷口 重隆	弓削田 敬
賛否	○	×	×	○	病欠	×	○	×	○	×	○	×	○	○	×	○	×

※賛否同数となり、議長採決により可決となりました。

手話言語法制定を求める意見書

全員賛成で可決

手話言語法制定を求める意見書

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法(仮称)」を制定すること。

提出先 内閣総理大臣

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

全員賛成で可決

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣

「農業・農協改革」に関する意見書

全員賛成で可決

「農業・農協改革」に関する意見書

- 1 協同組合であり、民間組織であるJAに対して、強制的な組織変更等を押しつけるのではなく、組合員の総意に基づく自己改革を基本とし、関連法案の改正等において拙速な対応を行わないこと。
- 2 JAが行っている営農・経済・信用・共済等の総合事業は、農家組合員の営農と生活に広く、深く密着しているため、信用事業の譲渡等、一部の事業を強制的に分離しないこと。
- 3 地域住民の重要な社会生活基盤ともなっているJAの事業に対して准組合員の利用を制限するような、協同組合の果たしている役割に支障をきたす規制強化を行わないこと。
- 4 全農は、JAを補完するものであり、多様な担い手の農畜産物の共同販売等の機能を維持するには株式会社化による対応の必要はないため、現行の協同組合組織を堅持すること。
- 5 JA全中及びJA福岡中央会は、JAの指導機関として、不測の事態が発生した場合を含め、恒常的にその指導機能の発揮が担保されておく必要があることから、引き続き農協法に基づく制度として位置づけること。

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 農林水産大臣
内閣府特命担当大臣 内閣官房長官

委員会報告



委員長 茅野 勝

宮若市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

これは、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の公布及び次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の公布による母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、宮若市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例について一部改正するものです。

主な質疑として、「対象者に対する質問があり、対象者はいないとの事であったが、以前はどうだったのか。」との質問に対し、「記憶では、旧若宮で1人いたが、日本に馴染めなくて、

中国に帰られ、亡くなられたと聞いている。旧宮田はわからない。」との回答がありました。

全員賛成で可決

宮若市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

これは、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、宮若市重度障害者医療費の支給に関する条例について一部改正するものであります。

主な質疑として、「医療と生活費の問題があるが、生活費はどうなるのか。」との質問に対し、「今回の条例改正は、両条例とも適用外の規定の法律改正による改正である。対象者は別の規定で手立てがあるため、両条例で手立てをしないというものである。なお、日本人と結婚した中国人と一緒に帰国

した場合、日本人の夫が亡くなれば、残された方は中国人であるが、今回の法改正ではその方たちも手立ての対象となるようになった。」との回答がありました。

全員賛成で可決

国会に憲法改正の実現を求める意見書提出に関する請願書

これは、新たな時代にふさわしい憲法に改めるため、憲法審査会において憲法改正案を策定し、国民に丁寧の説明するとともに国民的な議論を経て国民が自ら判断する国民投票を実施できるように国に要望する意見書の提出を願う請願です。

参考人として、日本会議福岡より2名お越しいただき、内容について説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑として、「初歩的な質問であるが、日本会議の概要を教えてください。」との質問に対し、「平成10年に発足し、私たちの考える新しい国、社会の実現を目指している。会員数は2,000人以上である。シンクタンクが必要と考え、その機能を持った運

動体をつくらなければならないということで活動している。」との回答がありました。また、「政府がやると思っているのもう少し様子を見てはどうなのか。他の市町村にも出しているところはあるか。」との質問に対し、「9月議会を出しているところは24から25自治体である。我々は安倍政権とイコールではないので、国民運動として、やっていくことが必要であると考えている。」との回答がありました。

継続審査



委員長 弓削田 敬

若宮学童保育所利用に関する請願書

これは、平成26年6月定例会において、教育民生委員会に付託され、継続審査と決していました。

閉会中の事項調査として8月29日に所管課より若宮学童保育所に係るアンケート調査の結果報告と、参考人とし

て招致した請願者より請願の趣旨説明を受けました。

その後、9月8日に開催された委員会において、再度、所管課より、運営委託している社会福祉協議会と協議し、今年度の対応策として、現在、山口小学校、若宮西小学校、吉川小学校から通所している5名の児童に対しては、各小学校を巡回して若宮学童保育所まで送り届ける車輛を出すことで、安全性を確保するという報告を受けました。

また委員から、「今後、巡回車輛があるのであれば、入所希望者が増える可能性もあるので、利用者に不便のないよう対応してもらいたい。」という意見もありました。

全員賛成で採択

すべてのアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出に関する請願書

これは、すべてのアスベスト被害者と遺族が生活できる救済の実施と、アスベスト被害者の拡大を根絶する対策

を直ちにとり、アスベスト問題の早期解決を求めることを、国に働きかける意見書の提出を願う請願書です。

既に、「石綿による健康被害の救済に関する法律」が定められているので、去る9日の委員会において、参考人として招致した紹介議員の趣旨説明をもって、審議することとしました。

不採択



宮若東中学校奉仕活動

産業建設委員会

委員長 谷口 重隆

民事調停の申立てについて

毎定例会時に上程されている家賃のほか、新たに汚水処理費用並びに飲料水もしくは、専用水道使用料を追加し、それらに対して支払いの意思がない滞納者14名に対し、民事調停を申立てるものです。今回は、議案提出後に2名の履行者があり、最終的には12名についての申立てとのことでした。

主な質疑として、「12名の中で、過去に議案として提案された方の人数と提案回数はいくつあるのか」との質問に対し、「8名が過去の議会でも提案されており、多い方で過去に4回あった。又、今回から新たに調停対象に加えた汚水処理費用の滞納額が10万円を超える方もいる。」との回答があり、「今後は早めに滞納対策を講じること。」と要望しています。

全員賛成で可決

宮若市宮住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことにより、条例で引用している法律の名称変更が必要となったものです。この件については、宮若市では、該当者がいないということでした。

全員賛成で可決



さくら幼児園運動会

市長報告

◆市長報告 1

平成25年度宮若市行財政改革実施計画（第二次集中改革プラン）の進捗状況の報告について

平成25年度宮若市行財政改革実施計画（第二次集中改革プラン）の進捗状況について、報告します。

本市の行財政改革は、平成23年8月に「第二次集中改革プラン」を策定し、健全な財政基盤を確立するため、継続的な取り組みを行っています。

この第二次集中改革プランでは、平成23年度から平成27年度までの5箇年において、2億4,240万円の歳入確保と14億6,040万円の歳出削減による総額17億280万円を財政効果の目標として掲げており、平成25年度においては、3億5,017万円の目標額に対して、4億9,077万1千円の実績額となっています。

平成25年度における3つの基本方針ごとの主な取り組みですが、「行政運営の効率化」では、行政窓口の民間委託の

推進、職員の定員管理の適正化などにより、目標額2億5,880万円に対して、実績額3億6,065万3千円、「健全な財政基盤の確立」では、新設公共施設の活用等による使用料収入の確保、市

税等の収納率向上及び滞納対策の強化並びにふるさと納税の啓発などにより、目標額8,937万円に対して、実績額1億2,082万2千円、「効率的な住民サービスの向上」では、地域コミュニティ活動への支援により、目標額200万円に対して、実績額929万6千円となっています。

第1次宮若市総合計画後期基本計画に基づく事業を確実に推進していくためにも、今後も間断ない行財政改革の取り組みを実施し、健全な財政運営及び効率的な行政運営を図っていきます。



リコリスの彼岸花

撮影：宮田写真愛好会

平成23年度から平成27年度までの目標額と平成25年度の実績額

年度	目標額	実績額
平成23年度	1億5,984万円	2億5,766万1千円
平成24年度	2億776万円	3億6,141万1千円
平成25年度	3億5,017万円	4億9,077万1千円
平成26年度	4億5,260万円	
平成27年度	5億3,243万円	
計	17億280万円	11億984万3千円

◆市長報告 2

民事調停の報告について

市営住宅入居者のうち滞納月数が

3箇月以上の者を対象とする民事調停は、平成25年12月定例議会において6名の議決を得たところです。

平成25年12月定例議会において議決を得ました民事調停対象者6名は、2名が申立て前に納付したため、残りの4名に対し、平成26年1月17日に直方簡易裁判所に民事調停の申立てを行いました。その結果、2名が申立て後に納付され、残る2名は、調停に出席せず不成立となりました。このため、平成26年4月14日に福岡地方裁判所直方支部へ明渡し訴訟の申立てを行い、平成26年6月3日及び6月12日に勝訴の判決を得たのち、平成26年6月30日に福岡地方裁判所直方支部へ強制執行の申立てを行い、平成26年7月24日及び8月18日にそれぞれ完了しています。

次に、調停条項不履行による住宅明渡しの強制執行は、議会において民事調停申立ての議決を得て、調停が成立した者に対し調停後の履行状況を確認していましたが、1名は再三の履行要請にもかかわらず履行しないために住宅明渡しの申立てを行い、強制執行が完了しています。

報告

◆報告第6号

平成25年度財政健全化判断比率 の報告について

財政健全化判断比率は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定められた自治体の財政状況を示す指標で、同法第3条第1項の規定に基づき、監査委員の審査を経て、議会に報告し、公表することが義務付けられています。

まず、実質赤字比率は、「一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率」であり、一般会計及び住宅新築資金等特別会計ともに黒字のため、当比率はありません。

次に、連結実質赤字比率は、「一般会計等のほかに公営事業会計を含めた全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率」であり、国民健康保険特別会計で赤字となりましたが、全会計の実質収支額の合計が黒字のため、当比率はありません。

次に、実質公債費比率は、「一般会計

等が負担する元利償還金と準元利償還金の標準財政規模に対する比率」であり、標準的な年間の一般財源収入のうち、どれだけを地方債等の返済に充てているかを示すものです。この比率は、公営事業や一部事務組合等を含めて判断するもので、7.5%となっています。

最後に、将来負担比率は、「一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率」であり、一般会計等の負担すべき負債が、標準的な年間の一般財源収入の何倍にあたるかを示すもので、充た可能な財源等が将来負担すべき額を上回っているため、当比率はありません。

◆報告第7号

平成25年度資金不足比率について

資金不足比率は、公営企業の経営状況を示す指標で、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、一般会計等に係る財政健全化判断比率と同様に、監査委員の審査を経て、議会に報告し、公表することが義務付けられています。

まず、地方公営企業法適用事業の水道事業は、「流動負債等から流動資産等を差し引いて算出した資金不足額の事業規模に対する比率」であり、当会計では、流動資産が流動負債を上回っており、資金不足は発生していませんので、当比率はありません。

次に、地方公営企業法非適用事業の簡易水道事業及び公共下水道事業においては、「実質赤字額の事業規模に対する比率」であり、いずれの会計も黒字のため、当比率はありません。

平成25年度の各指標の比率は、いずれも前年度に比べ改善いたしており、また、財政、経営の健全化を図るべき基準を超えていないことから、おおむね良好な財政状況であることを示しています。



日吉の掛稲

撮影：宮田写真愛好会



市議会を傍聴してみませんか。

市議会会議録はホームページからも閲覧できます。 <http://kaigidb.city.miyawaka.lg.jp/dsweb.exe/>

次回の定例会は **12月8日(月)** 開会予定です。
皆さんの傍聴をお待ちしています。

本会議・各常任委員会等の日程につきましては、日程が決まり次第、宮若市のホームページ、宮若市役所本庁及び若宮総合支所に掲示します。

※小さなお子さんをお連れの方は議事堂への入場はできませんが、庁舎内において親子一緒に視聴できますので、議会事務局にお尋ね下さい。

介護保険制度の制度改正について伺う。



藤嶋 厚

問 要支援1、2について今後、自治体としての対策はどう計画されているのか。

答 市長 今回の改正は、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、介護サービスの他、介護予防、医療、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築するために必要な改正が行われるものです。今回の予防給付の見直しは、全国一律のサービス内容であった要支援1、2の方の訪問介護と通所介護について、市町村において既存の介護事業者によるサービス

に加えて、多様な主体による多様なサービスが提供されることにより、利用者がこれまで以上にサービスを選択することができる仕組みに改められます。

この対策と計画が、厚生労働省では、事業の円滑な実施に向けたガイドラインの案を示しましたが、準備期間が必要であるため平成29年度までの経過措置期間が設けられています。事業開始に向けた調査、検討を行うとともに、福岡県介護保険広域連合等とも十分に協議を行い、サービス低下に繋がらないよう事業実施に向け取り組みます。

問 施設入所基準が要介護度3以上の基準になるが、要介護1、2認定者対策について。

答 市長

今回の改正は、特別養護老人ホームに既に入所されている方を除き、原則、特別養護老人ホームへの新規入所者を要介護3以上の方限定し、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化が図られます。しかし、要介護1又は2の方も、やむを得ない事情がある場合には、市町村の適切な関与の下、特例的に、入所を認めることとされています。詳細は、今後国から指針が示されますので、それに従い対応を行います。

他に、「今回の制度改正に対する自治体としての基本的な計画はどう準備されているのか。」との質問がありました。

公共施設の維持管理について伺う。



染矢 正次

問 B&G施設はどのような管理がなされているのか。

答 市長 B&G海洋センターは、1,102㎡の体育館と25m6コースの屋外プールを備え、社会体育及び市民の福祉の増進、青少年の育成を図ることを目的に昭和57年3月に竣工しています。

施設の維持管理は、施設の周辺環境の整備や、体育館及びプールの維持管理等で、主に業務委託で行い、軽微な補修は職員で対応しています。

この内、体育館は、本年6月の集中豪雨の折に15箇所雨漏りが発生したため、確認を行ったところ天窓の接合部からの雨漏りと確

認できましたので、去る6月20日と8月13日に天窓部分のコーキング処理を行ったところです。

引き続き、注視しながら利用者には不便がないよう対応します。

問 公営住宅敷地内の管理等はどのようになされているのか。

答 市長 住宅に損傷や不具合が生じた時は、住宅管理人を通じてその内容を建築都市課に連絡をもらい、その後、現場を確認し、必要に応じて市で修繕等を行います。

住宅の使用に伴い占有されている敷地部分の管理は、入居者の方にお願ひしています。

また、公園や集会所など、共用で利用する部分は、基本的に市で管理を行います。自治会などで除草作業、植栽の剪定作業などを実施して頂いた際に

は、市で片付けを行います。

問 市営団地のカイズカの木管理状況はどうなっているのか。

答 建築都市課長 カイズカが植えてある団地は、主に矢萩団地で、住宅に敷地の周りの囲い、生垣としてカイズカを植えています。管理状況は、公営住宅法第27条及び宮若市住宅管理条例第23条による入居者の保管義務により、入居している公営住宅または共同施設について、必要な注意を払い維持を管理することと定めています。これにより住宅の使用許可に伴い、敷地の使用も許可されることとなり、敷地の保管義務も負うこととなるので、敷地内の植栽及び除草について入居者が管理しています。

議員発議による意見書の取り扱いについて伺う。



川口 誠

問 議員より数件の意見書が提出され、議決しているが、その意見書について、本市としてはどう考えているのか。

答 市長

議員提出議案として可決された本市に対する意見書は、「通学路等の安全総点検を求めよう」という意見書、「空き家及び空き地等の管理の適正化を図るための環境整備を求めよう」という意見書、「道の駅の建設を求めよう」という意見書、「光陵地区住宅地の販売について」という意見書、「乳幼児医療費支給制度の義務教育課程修了までの拡充を求めよう」という意見書、「指定済み袋料金の値下げを求めよう」という意見書の6件です。

これら意見書は、市議会定例会終了後の要調査・要検討事項としてとりまとめ、各所管課において、実施出来るものから対応してまいります。

頭指導の実施等の対策を行っています。

問 通学路等の安全総点検を求めようという意見書について。

答 教育部長

通学路の安全点検は、文部科学省からの通知及び議会の採択を踏まえ、学校関係者、保護者、道路管理者、警察と合同で実施しています。

安全点検を実施した結果、対策が必要な箇所は78箇所あり、このうち47箇所が歩道のカラー舗装や路面表示、安全施設の設置、区画線の引直し、通学路の変更等の対策を行っています。

残る31箇所は、年次的に対策を行っていくよう関係機関と協議を行っています。

また、各学校において、集団登下校や交通安全教室を実施するとともに、教職員やPTA等による交通安全街

頭指導の実施等の対策を行っています。

問 乳幼児医療費支給制度の義務教育課程修了までの拡充を求めようという意見書について。

答 総務部長

乳幼児医療費支給制度の義務教育課程修了までの拡充は、総務委員会の中で医療費助成を拡大した場合の費用負担等の推計金額及び県内他自治体での実施状況、条例改正の内容、時期の問題、実務の問題等があり、執行部の意見を求められ、現在検討段階であると説明しています。

本市の定住化策として子育て世帯に対し、独自に様々な支援事業を実施していることから、さらなる医療費助成の拡大は、慎重に協議を重ねていきます。

他の4件の意見書について質問がございました。

若宮地区の小中一貫教育施設について伺う。



中尾 ハギ子

問 進捗状況はどのようになっているのか。

答 教育長

昨年度実施設計を終え、本年、6月議会において予算承認を頂き、建設に取りかかる準備をしています。建設は、本市の他の施設と同様、共同企業体で結成し、9月中旬に業者を決定する予定でしたが、未だ、業者が決定していません。今後、協議を進め、本年中に工事に取りかかることができるように努めます。

問 これに伴う小学校の再編はどのようになっているのか。

答 教育長

平成20年に策定した宮若市学校等整備方針に基づき、現在、宮若西中学校区の小学校、幼稚園を対象とした

学校等整備計画市民ボランティア会議と学校等整備計画策定委員会を立ち上げ、協議を進めています。

問 全国学力テストの結果について伺う。

答 教育部長

本年は、小学校は、県平均よりやや下回っており、中学校は、ほぼ県平均と同じでした。また、学習状況調査を見ますと、家庭学習の時間が県平均に比べ短く、授業の予習、復習をする児童生徒が少ないという結果がでています。

福岡県の学力テストの結果は全国平均より下回っています。この結果については、県教育委員会は、「厳しい現実だが、素直に受け止めざるを得ない。教育委員会や教育現場での学力の実態や課題の共有化が不十分だったのではないかと評価しています。このこと

は、本市も、同様であるととらえています。

問 これから先どのように取り組まれるのか。

答 教育部長

各学校は、本年度の結果の分析に取組み、今後、各学校の実態に即した手立てを講じます。また、市教育委員会も、課題を共有して、これまでの取組みの見直しや充実を図ります。とりわけ、教員の指導力の向上が必要であり、授業力の向上を目指して行っている教師塾などの研修のさらなる充実を図ります。

学力の向上は、本市の最重要課題の一つととらえており、学校、家庭、地域が一層連携して、粘り強く取り組まします。

他に、「本市に子ども（幼児を含む）の不明者はいらぬのか。」について、「あるとすればどのような対策をとられたか。」との質問がありました。

自主防災組織の現状と今後の課題について伺う。(本市における自助、共助、公助のあり方)



萩本 広房

問 市内自治会のうち自主防災組織の設置数と組織の内容、組織内及び行政との連絡網等や情報共有はどうなっているのか。

答 市長 本年9月1日現在で30自治会に設置されています。結成届提出の際に、添付書類として、組織の規約や役員名簿等の提出をされています。固定電話や携帯電話、或いは携帯電話各社のエリアメールにより、通知を行っています。平成25年度に宮若市防災マップを新たに作成し、全戸配布するとともに、自主防災組織等の研修会の折に危険箇所などの説明を行っています。

問 災害時の行政側の取組みは、マニュアル化などしているのか。

答 市長 平成25年度の宮若市地域防災計画の改訂時に職員防災初動マニュアルも見直し、本年4月に全職員に配布しています。

問 進路予想可能な台風と瞬間的豪雨の対応は違うが、どうなっているのか。

答 総務課長 台風は、進路予想が出るので、情報を収集し、一定のタイムラインの作成は可能ですが、局地的な集中豪雨は、発生からの被害が出るまでの時間が非常に短いため、行動マニュアルは作成しづらい状況です。

問 今後の防災意識の向上は、自主防災組織の設置増加等も含めてどのように取り組むのか。

か。また、本市独自の行政と自主防災組織のあり方は、どう考えているのか。

答 市長 防災講演会の開催や市広報誌を活用した防災に関する啓発・周知と併せて、未設置の自治会に対して個別に設立要請を行っています。地域コミュニティとして地域の様々な活動と防災活動を組み合わせることも、また、消防団や地域の様々な団体と連携することが大変重要になってきています。

問 何年度を目途に市内全域に自主防災組織を設置予定なのか。

答 総務課長 自主防災組織の組織率は、後期基本計画の期間内には100%を目指すこととしています。

新庁舎建設について伺う。



安永 友則

問 昨年12月議会において新市建設計画の変更議案が提案され、その中で防災拠点ともなる新庁舎の整備が加えられたが、今後の整備の進め方、考え方を伺う。

答 市長 「東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、合併特例債を起す期間が「10年間」から「15年間」に延長されたことに伴い、本市の防災・減災の観点から期間延長と併せ宮若市新市建設計画の一部を見直す中、「防災拠点となる新庁舎の整備」を追加するなどの一定の見直しを行ったところですが、今後の新庁舎整備に関する考え方が、現在昭和56年以前に建設された本庁舎をはじめ、別館の耐震診断を実施しているところであり、その診断内容を見極める必要があるかと。また、直方警察署宮若警部交番も現在の国土交通省宮田出張所横に年度内に新築移転し、平成27年度には現交番が解体される計画です。

行ったところですが、今後の新庁舎整備に関する考え方が、現在昭和56年以前に建設された本庁舎をはじめ、別館の耐震診断を実施しているところであり、その診断内容を見極める必要があるかと。また、直方警察署宮若警部交番も現在の国土交通省宮田出張所横に年度内に新築移転し、平成27年度には現交番が解体される計画です。

このような中、新庁舎に関しては、庁舎周辺の全体計画をどのようにするのか、まずは将来的な中心拠点の整備構想を策定する必要があります。

問 新庁舎の建設は、市民の意見、議会の意見も大事だと思いが、この点はどうか。

答 総合政策部次長 新庁舎の建設は、新市建設計画の見直しの

中で、主要事業として位置づけているものです。市民の意見を聞きながら、また、議員の意見を聞きながら、組みみたいと考えています。

問 新庁舎建設の方向性は決まっているのか。

答 総合政策部次長 新庁舎は、新市建設計画及び第1次宮若市総合計画の中で、市役所を中心とした市の公共機能並びに文化機能などが集積する地区を、中心拠点として位置づけています。現在、本庁舎を初め別館の耐震診断を実施していますが、この診断結果等を検証しながら、平成27年度に現在の宮若市役所を解体されることを含め、本庁舎周辺の全体計画をどのようにするのかという中心拠点の整備構想を策定すべきと考えています。

企業進出の状況について伺う。



勝 寶部

問 産・官の関係をどのように取り組んでいるのか。

答 市長

平成17年のトヨタ自動車九州株式会社から43万台体制となったことで、自動車関連産業の企業立地が進み、現在十数社の自動車関連企業が立地しています。

福岡県企業局では分譲単価の値下げの決定をされ、本市は新たな優遇制度を設けるなど誘致対策を講じる中で、数社の企業からの問合せもあつていきます。

また、本年4月に発表されたトヨタ自動車九州株式会社の研究開発棟の新設により、自動車関連産業の立地に弾みがつくことから、今後も積極的に企業誘致に取り組みます。

産・官の関係ですが、現在自動車関連企業と福岡県、関係市町村、これに大学等で構成する「北部九州自動車産業アジア先進拠点推進会議」において、産学官での交流や情報交換を行いながら、国際競争力の高い企業の集積、アジアをリードする自動車の開発と生産拠点の構築、新たな自動車社会を提案してアジアに発信する拠点の形成、自動車先端人材集積や交流拠点の形成などを推進していきま

答 市長

水素ステーションは、平成26年6月時点で全国に19箇所、福岡県内に2箇所設置されています。

また、燃料電池自動車（FCV）は、二酸化炭素を排出しない究極のエコカーとして地球温暖化対策に貢献することが期待され、本年度内に市販される予定となっております。

福岡県では、燃料電池自動車の普及促進を図るため、産学官が連携して「ふくおかFCVクラブ」が発足され、水素ステーションの設置状況や、購入時の支援制度などの情報が発信されることになっており、本市もこのクラブに加入しています。

究極のエコカーと評価されている燃料電池自動車（FCV）の水素ステーション等の設置について伺う。

問 本市の対応として水素ステーション等の設置を進める考えはないか。

今後は、このクラブを通じて産学官の連携を図り、水素ステーション等について、情報収集に努めていきます。

まちの駅について伺う。



陸人 間地

問 現在のまちの駅の状況を伺う。

答 市長

吉川郵便局、ドリムホール若宮、宮若商工会議所などの20駅で宮若市まちの駅連絡協議会が組織され、誰でもトイレが利用できる休憩スポット、地域の旬な情報が入手できる情報スポット、宮若の人とのふれあいや駅長のおもてなしで出会いと交流をサポートしてもらえる交流スポットとして位置付けられています。

宮若市まちの駅連絡協議会の現在の主な活動内容は、毎月、駅長会議が開催されているほか、イベントカレンダーの発行、パンフレットの作成、宮若まるとナビの情報配信、スタンプラリーの実施などです。

問 行政の関わりはどのようになっていくのか。

答 市長

イベントカレンダー等への情報提供や、パンフレット等の配布協力、広報協力等を行っています。

まちの駅連絡協議会の事務局は、「宮若市観光協会」が務めており、観光協会との連携により、情報交換等を行っています。

組織の立上げ時には、県の補助事業を活用して支援を行った経緯はありますが、現在は、各駅の年会費や協賛金、まるごとナビの事業収入等によって自主運営されています。

現在のクリーンセンターの状況について伺う。

問 運営体制はどうなっているのか。

答 市長

平成14年12月より稼働を開始し、現在、当該組合職員2名、民間委託業者11名の合計13名で、処理コスト削減を図りながら、これまでに大きなトラブルもなく安定した運営を行っています。

溶融炉の建設について伺う。

問 今後建設する予定はあるのか。

答 市長

ごみ燃料化事業は、平成30年度から平成34年度までの5年間の延長を決定したところで

現時点では、平成35年度以降の具体的な建設予定はありませんが、可燃ごみの処理方針を定めていく中で、現在のごみ燃料化処理の継続、ごみ処理の委託処理、溶融炉を含めた処理施設の新設、以上の3案を柱として具体的な検討に入っています。

公文書について伺う。



茅野 勝

問 公文書とは何か。

答 市長
公文書とは、国又は地方公共団体の機関又は公務員がその職務上作成した文書のことです。

問 公文書に虚偽記載したらどうなるのか。

答 市長
公務員として不誠実な行為と言えます。

問 矢萩団地の今後の問題点。

答 市長
矢萩団地の敷地は、住宅建設当時、市有地のほかに磯光財産管理委員会が所有する土地があったため、磯光財産管理委員会が所有する土地は、昭和55年度から借地をしている状況です。

本市の急傾斜地の実態について伺う。



弓削田 敬

問 本市には危険な急傾斜地はどのくらいあるのか。

答 市長
平成25年度に作成しました宮若市地域防災計画に記載している土砂災害警戒区域内の急傾斜地は562箇所あり、その内、急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所は21箇所となっています。

問 今後の本市の対策を伺う。

答 市長
急傾斜地の崩壊による災害の防止事業として、急傾斜地崩壊対策事業があり、斜面の高さや、危険が生じるおそれがある人家の戸数等の採択条件により、市町村が実施する事業と福岡県が実施する事業に分かれています。現在、市の事業として県費補助事業を活用し、市内2箇所です業を実施しています。今後、地元要望を踏まえ、事業可能な箇所は、本市及び県事業による実施に向けて、福岡県に対し要望をしていきます。

問 危険区域に指定していないところは、今後どうするのか。

答 土木建設課長
危険箇所は、562カ所のうち、指定しているのは21カ所です。残りの541カ所は、危険な箇所が存在していません。これらは、地元要望を踏まえて、事業が可能である地区を順次、福岡県に対して要望を行い、実施していきたいと考えています。また、全ての危険箇所をこのハード事業で整備していくということは、大変困難ですので、そういう危険箇所等は、自主防災の意識を高めていく必要があると考えています。また、整備が終わった箇所は、水防計画等にも箇所を挙げ、梅雨前に職員で全ての現地を確認しています。他に、「全てやるには莫大なお金がかかるが、どのように市民の安全・安心を守るのか」との質問がありました。

この借地面積94,171.85平方メートルのうち、現在未利用地となっている部分は、今後は利用の予定が無いことから今年度中に返還を行い、現在住宅が建っている部分は、平成27年度において適正に処理することとしています。

道路内民地について伺う。

問 道路内民地の問題点の解決の進捗状況について。

答 市長

市で管理している道路内には、多くの民有地が現に存在しており、事務処理は、実態の把握や境界確認及び相続調査等、解決に至るまでには相当の時間と経費を要することから、道路内民地を一定期間で処理することは困難であり、道路内民地と判明した時点で可能な限り整理に努めているところですが、合併後における道路

問 道路内民地の借地料について。

答 市長

平成25年度の道路内民地借地料の支払い実績は56件、6,308.62㎡分として、96万6,451円です。

借地している用地は、整理可能な案件から地権者と用地交渉を行い、可能な限り所有権の取得に努めます。

他に、「6月定例会において行った一般質問における回答不足について」として、「脇田の農地に残土が山積みされている問題はどうか。」や「小原ため池の占使用の問題について。」や「第2西部埋立ての問題について。」の質問がありました。

今後の地方公会計の整備促進について伺う。



安河 英幸

問 新しい統一基準による財務書類への移行について。

答 市長 地方公会計の整備は、総務省が平成26年4月30日に今後の新地方公会計の推進に関する研究会の報告書を取りまとめ、財務書類等の作成に関する統一的な基準を示しました。また、平成26年5月23日付け総務大臣通知において、今後、平成27年1月頃までに具体的なマニュアルを作成した上で、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で全ての地方公共団体において統一的な基準による財務書類

等を作成するよう要請するとされています。

地方公会計は、現金主義会計による予算・決算制度を補完するものとして、現金主義会計では見えにくいコストやストックを把握することや中長期的な財政運営への活用の充実が期待できるため、国が示したスケジュールに沿って整備を推進していくことが極めて重要であります。

問 固定資産台帳を整備するにあたっての庁内体制について。

答 市長 固定資産台帳は、固定資産をその取得から除売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿です。所有する道路、公園、学校等、全ての固定資産に

ついて、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載したものであり、財務書類作成の基礎となる補助簿の役割を果たすとともに保有する財産の適切な管理及び有効活用に役立つものです。この台帳を整備するための庁内の体制は、各所管で管理している資産データを公会計で採用する台帳形式に一元的に取りまとめる必要があることと、また、各所管の固定資産管理の状態を把握したうえで、現実的な一元管理の方法を定める必要があることなどから、全庁的な推進体制の確立が重要であり、より有効に各所管の連携を図ることができ体制を構築する必要があります。

施政方針について伺う。



神谷 喜久雄

問 総合計画事業の施設の管理体制及び状況について。

答 市長 第1次宮若市総合計画に基づき、主要施策に掲げている若宮コミュニティセンターハートフルや図書館を核とする生涯学習センター宮若リコリスの新設、西鞍の丘総合運動公園芝生フィールドの整備、また、宮若市火葬場桜華苑、東部総合運動公園光陵グリーンパークの光陵グリーンスタジアムのオープン及び新築整備を進めてきた宮若東中学校の開校など、基盤整備を進めてきたところであります。これら施設の管理

は、各施設を所管している部署において対応し、維持管理に努めているところとあります。

問 安全、安心の事業の進め方について。

答 市長

本市の市道等に関する交通安全等の取組は、交通事故の防止と交通の円滑化を目的に、ガードレールや道路反射鏡及び区画線などの設置を交通安全対策特別交付金を活用し事業を進めており、道路交通の規制を伴う信号機や規制標識、横断歩道等の設置は、公安委員会に要望を行っています。

今後、安全・安心のまちづくりに向け、関係機関と連携し施設整備を図ります。

問 要望案件の対応進捗について。

答 市長

土木建設課に市民から寄せられる要望等は、維持係に関するものと農業土木係に関するものがあり、要望者の多くは自治会長や農事・水利組合長となっています。

要望を受けた場合の対応は、要望者と現地確認を行い、緊急性や必要性を精査し、限られた予算内で整備箇所を決定し事業発注していますが、小規模で職員対応が可能な案件は整備可能な案件は材料支給や道路愛護推進活動支援金制度を活用した地元対応をお願いしています。

また、要望案件に対する進捗は、維持係に関するものが約59%、農業土木係に関するものが約71%となっています。



各小学校と幼稚園の運動会が行われました

編集後記

今国会で首相は「少子高齢化に歯止めを掛け、活力ある日本を取り戻すためには、地方の創生に取組むことが大切だ」と語った。

地方創生の先進事例には、大分県の一村一品運動や徳島県上勝町の葉っぱビジネスがある。その他高知県では、人口9000人の高齢者の村がゆず関連の商品で年商34億円を記録し、活性化した例もある。

昨年、宮若市の特産品の認定と販路の開拓を行う「宮若じまん振興会」が設立されたが、その品揃えは十分とは言えない。そこで、宮若市は人口の多い福岡市、北九州市に近いという「地の利」を活かして「近郊農業」に取り組み、所得確保や特産品開発が容易になり地域を活性化できると思う。

吉崎 順一

議会広報調査特別委員会

委員長 安河 英 幸
副委員長 茅野 誠 勝
委員 川口 喜久 誠
委員 神谷 喜久 雄
委員 萩本 広 房
委員 染矢 正 次
委員 吉崎 順 一